

■ 気象警報発令および交通機関の運行停止に伴う全学休講

<休講基準>

- ▶ 次のいずれかの一に該当する場合は授業を全学休講とする。
 - ① 京都市又は京都市を含む地域に気象等に関する特別警報又は暴風警報が発令された場合
 - ② 京都市営バス及び地下鉄が全面停止の場合
 - ③ JR 西日本（京都駅発着の在来線）に加え、阪急電鉄（梅田―河原町間）、京阪電鉄（淀屋橋又は中之島―出町柳間）・近鉄（大和西大寺―京都間）のいずれかが運行停止の場合
警報解除又は交通機関の運行再開（以下「解除等」という。）に伴う授業の取扱い
 - ① 午前 6 時 30 分までに解除等となった場合・・・平常どおり授業を実施
 - ② 午前 10 時 30 分までに解除等となった場合・・・午後の授業を実施
- ▶ 上記による休講以外にも、大雨、洪水、大雪等の気象状況、気象庁の防災気象情報及び市町村からの避難情報などをもとに、学長又は教務部長が学生の安全を確保するために必要と判断した場合には、特別に休講などの措置を実施することがあります。

全学休講となった場合は、本学ホームページ (<http://www.kpu.ac.jp/>) に掲載します。

なお、電話での問い合わせには応じられません。

自然災害に対しては、自らの判断で避難行動をとることが原則です。大学から休講等の通知がなくても、通学することが危険又は困難である場合や帰宅困難となることが想定される場合などは、無理に登校せず、身の安全を図ることを第一に考えて行動してください。

なお、京都三大学教養教育共同化科目は休講基準が異なりますので、京都三大学教養教育共同化科目受講案内を確認するとともに、休講の有無についてはキャンパス WEB 等により必ず確認してください。

○課外活動の取扱い

自然災害に伴う危険が想定される場合、講義を休講とすることに準じて、学内での課外活動も禁止します。学外での課外活動については、現地の状況等に応じ自粛してください。